

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	72110001				
事務事業名	地球温暖化防止魚津市役所実行計画推進事業				
予算書の事業名	地球温暖化防止魚津市役所実行計画推進事業				
事業期間	開始年度	平成13年	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	環境政策係	
記入者氏名	山崎 杏奈	
電話番号	0765-23-1004	

政策体系上の位置付け	コード2	721001
政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり	
政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築	
施策名	1. 地球温暖化防止対策の推進	
区分	なし	
基本事業名	温室効果ガス削減対策	

予算科目	コード3	001040107
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	7・環境保全費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 循環型社会の実現に向け、事業者であり消費者である魚津市役所の職員が率先して各種製品の購入、使用、廃棄、庁舎等の建築や維持管理、公共事業など広範囲にわたって環境保全に取り組む事業。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市が保有する機密文書、市が実施する温暖化防止対策、グリーン購入、エネルギー	① 市から排出される機密文書の量	kg	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	② マイカー通勤をしている職員	人	292	264	264	264	264	
	③ グリーン購入対象商品の調達量	個	5,889,304	4,365,859	5,800,000	5,800,000	5,800,000	
手段	<平成23年度の主な活動内容> 市が排出する機密文書のリサイクルを年4回実施。(業者委託) 地球温暖化魚津市役所実行計画に基づく温暖化対策の実施。 グリーン購入調達方針に基づく物品の調達。 *平成24年度の変更点 魚津市エネルギー管理マニュアルの設定。 グリーン購入調達方針の判断基準の一部改正。	① リサイクルした機密文書の量	kg	3,300	4,240	3,300	3,300	3,300
	② ノーマイカー実施回数	回	7,811	6,671	8,000	8,000	8,000	
	③ グリーン購入適合品の調達数	個	4,676,398	3,063,054	5,800,000	5,800,000	5,800,000	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 市役所から排出される機密文書をリサイクルし、ごみを減量します。 ノーマイカー通勤を実施し、温室効果ガスの排出量を削減します。 グリーン購入を実施し、環境に配慮した物品調達使用を行います。 エネルギーの使用の合理化を推進し、エネルギー使用量を削減します。	① リサイクルした機密文書の割合	%	33.00	42.40	33.00	33.00	33.00
	② 月4回以上ノーマイカーを実施している人の割合	%	18.40	17.46	25.00	25.00	25.00	
	③ グリーン購入適合品調達割合	%	79.40	70.16	100.00	100.00	100.00	
その結果	<施策の目指すがた> 地球温暖化防止に向けて、省エネルギーの積極的な取り組みが図られています。 地球温暖化防止に向けて、自然エネルギーの転換・活用が図られています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 集計中のため。						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体も実行計画の策定が義務付けられる。 平成13年12月に「環境保全のための魚津市役所率先行動計画」を策定し、環境に配慮した活動に務める。 平成16年4月から機密文書のリサイクルを実施。 平成18年3月に「地球温暖化防止魚津市役所実行計画」を策定。 平成20年からグリーンカーテン事業を実施。 平成21年3月に「魚津市グリーン購入調達方針」を策定。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 機密文書の回収及び処理業務にかかる料金が減額傾向にある。 職員の取組意識が馴れ合いになってきている。 今後、温対法や省エネ法などの関連法規において自治体への義務の増加が予想される。		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
		④一般財源	(千円)	144	252	234	300	300
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	144	252	234	300	300
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	3	3	3	
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	400	800	800	800	
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	1,682	3,364	3,364	3,364	
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1,826	3,616	3,598	3,664	
		(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	
		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		● 把握している	実行計画の策定が義務付けられており、他市町村でも同様の計画を策定し、温暖化防止対策に取り組んでいる。					
		○ 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 市が率先して地球温暖化防止対策に取り組むことで、市民、企業及び団体へ取組が波及することが期待される。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令 <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 義務 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 「魚津市グリーン購入調達方針」における対象品目の拡大を検討する。また、市内小学校でのグリーンカーテン事業の実施を拡大させる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 分別等の作業量が増加するが、総務課が行っている保存文書の一斉廃棄と連携することで、今より効果が高まる可能性がある。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 機密文書のリサイクル費用については、毎年度見積りをもって削減しており、これ以上の大幅な削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 市の事務事業を対象としており、特定の受益者はいない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 受益者はいない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="text" value="年度"/>	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・市は、温暖化対策に対する各種施策を実施する行政としての役割のほか、一事業所としても省資源・省エネルギーに向けた取組を積極的に実施していくことが必要である。 ・今後も、職員の実働に対する意識を高め、環境への取組をより効果的・効率的に推進し、地球温暖化防止に取り組んでいくことが重要であり、さらに新たな取組を継続的に実施していく必要がある。 ・今後は、施設・設備等のハード面の省エネ対策を図っていくことが重要である。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	72110002				
事務事業名	電気自動車等導入・維持管理事業				
予算書の事業名	電気自動車等導入・維持管理事業				
事業期間	開始年度	平成23年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	環境政策係	
記入者氏名	中山 宣彦	
電話番号	0765-23-1004	

政策体系上の位置付け	コード2	721001
政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり	
政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築	
施策名	1. 地球温暖化防止対策の推進	
区分	なし	
基本事業名	温室効果ガス削減対策	

予算科目	コード3	001040107
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	7・環境保全費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)				実績		計画・目標			
地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素を全く排出しない電気自動車を公用車に導入することにより、その普及・啓発に活用する。また、電気自動車急速充電器1基を市役所駐車場に設置することで利便性を向上させ、電気自動車の普及・啓発を推進する。				単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市民や魚津市役所の地球温暖化対策	対象指標	① 市民	人	45,176	44,812	44,966	44,728	44,490
			② 市職員	人	414	411	410	410	410
			③						
手段	<平成23年度の主な活動内容> 電気自動車の公用車への導入 本庁駐車場に電気自動車用急速充電器1基の設置 *平成24年度の変更点 電気自動車用急速充電器の24時間運用の実施	活動指標	① 急速充電器設置基数	基	0	1	1	1	1
			② 電気自動車導入台数	台	0	1	1	1	1
			③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 電気自動車普及による二酸化炭素削減 魚津市役所の二酸化炭素の削減	成果指標	① 急速充電器利用回数	回	0	220	700	800	900
			② 電気自動車利用回数	回	0	110	130	150	170
			③						
その結果	<施策の目指すがた> 地球温暖化防止に向けて、省エネルギーの積極的な取組みが図られています。 地球温暖化防止に向けて、自然エネルギーの転換・活用が図られています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 自動車からの温室効果ガス排出削減の高まりを受け、電気自動車の普及・啓発を目的に、平成23年度に公用車への電気自動車1台を導入する。 富山県グリーンニューディール基金を活用した電気自動車急速充電設備設置支援事業補助金を受けて、平成23年度に電気自動車急速充電器1基を設置する。		財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	5,407	0	0	0
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
			(4)一般財源	(千円)	0	936	850	850	850
			A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	0	6,343	850	850	850
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	3	1	1	1
・導入した電気自動車は、まだまだ航続距離が短く、全国的に充電スタンドも少ないため利用範囲が制限される。今後の技術開発により普及が進むものと予想される。			②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	440	100	100	100
・急速充電器は、1日2台前後の利用で推移しており、電気自動車の普及と共に増加が予想され、併せて二酸化炭素排出量の削減に寄与すると考える。			B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	0	1,850	421	421	421
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	0	8,193	1,271	1,271	1,271
			(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 市民から、夜間休日等の利用について要望があった。		県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
		● 把握している	電気自動車導入 (富山市、高岡市、射水市、黒部市) 電気自動車用急速充電器 (富山市、高岡市、射水市、黒部市、小矢部市)						
		○ 把握していない							

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明 電気自動車の普及が進むことで、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減につながり、地球温暖化防止対策に寄与する。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている 民間 ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 可能 ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
あり	説明 電気自動車の普及を推進するためには、充電スタンドの設置箇所数の増や利便性の向上が必要である。急速充電器について、平成23年度末まで試験的に24時間運用を実施し、運用方法の検討を行った。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 急速充電器設置は、単年度事業のため、削減の余地なし。 電気自動車は、リース料 (6年) のため削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 平成24年度以降は、維持管理業務のみであり、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 電気自動車は公用車であり、特定の受益者はいない。 急速充電器は無料で一般開放しており、特定の受益者はいない。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 急速充電器の利用は、他市ともに無料である。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切 ● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	平成24年4月1日からは、24時間無休での運用として利便性の向上を図る。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	急速充電器の利用が増大した場合は、利用者負担を考慮し、持続可能な事業にしていける必要がある。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・電気自動車は、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減につながり、地球温暖化防止対策に効果が期待できる。 また、今後技術開発が進むにつれ、加率的に普及が進むものと予想される。 ・現段階では、価格的に高いこと、航続距離がまだ短いことや全国的に充電スタンドが少ないなど利用範囲が制限されていることから、今後の技術開発の状況を見ながら対応していきたい。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	